

化学物質等安全データシート

改訂日：2011年3月3日

1. 製品および会社情報

[製品名] ウッドファイバー
 [一般名] 木質繊維断熱材
 [製品の概要] 主に木材などの植物繊維を成形した繊維板
 [会社情報]
 会社名 株式会社木の繊維
 所在地 〒065-0018 札幌市東区北18条東1丁目3番3号
 担当部門 企画部

 電話番号 011-702-3300
 FAX番号 011-702-3232

2. 危険有害性の要約

GHS分類 GHSの適用範囲外（註1）
 GHSラベル要素 なし
 GHSに該当しない他の危険有害性
 粉塵爆発性 木質繊維断熱材ボードの裁断および研磨などで発生する粉塵は、高濃度で存在すると粉塵爆発の恐れがあるので、堆積を避け貯蔵庫や作業場は良く換気すること。輻射熱や火気を避け、粉塵排出装置を含めて、摩擦発火の原因になる金属片の混入を極力防ぎ、全ての電気装置のスパークや着火の源を避けること。
 化管法 (PRTR法) 指定対象物質を指定の割合以上含有しない

3. 組成および成分情報

混合物

構成要素		化管法種別	CAS番号	比率
木材	木質繊維	-	-	80%以上
接着剤 (バインダー)	ポリオレフィン	-	-	10%未満
難燃剤	リン窒素系	-	-	10%未満

(註2)

製品含水率 4~15% (ドライベース)

官報公示整理番号：化学物質に該当しないため番号なし

4. 応急措置

(この項の記述は、製品を裁断、研磨時などに発生する木粉・木屑に関するものである)

目に入った場合：直ちに多量の水で15分以上洗浄し、必要に応じ専門医の診断を受ける。
 皮膚についた場合：水と石鹸で洗い流す。
 飲み込んだ場合：多量の水を飲ませ、必要に応じ医師の診断を受ける。
 吸入した場合：粉塵等のない空気の新鮮な場所に移動させ、必要に応じ医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤：水、粉末消火剤が有効である。
 特有の危険有害性：燃焼すると一酸化炭素、窒素酸化物など、有機物燃焼の典型的な熱分解生成物を発生するので、消火の際には必ず保護具を装着し、風上から作業する。

6. 漏出時の措置

人体・環境に対する注意事項および回収・中和・浄化方法：板状固体であるため、漏出時の措置は特にない。

7. 取扱い及び保管上の注意

[安全取扱い注意事項]

工場条件または工場規模のもとでの切断、穿孔、切削、研磨、熱圧接着等の作業は、発生する粉塵や蒸気ガスを取り除き得る局所排気装置が必要である。

[混触禁止物質など保管条件]

熱・炎・スパークなど発火源を避けて保管する。

安全上問題ないが、品質上直射日光や水濡れを避け、屋内の乾燥した場所で水平に堆積保管する。

ただし、製品を積層して保管した場合には製品のつぶれ等が生じる可能性がある。

8. 暴露防止及び保護措置

(この項の記述は、製品を裁断、研磨、熱圧時などに発生する木粉・木屑・蒸気ガスに関するものである)

[保護具] 防塵マスク・安全眼鏡（普通眼鏡型、ゴーグル型）・保護手袋（軍手）など

[許容濃度] 国内管理基準は定められていないが、次の値を適用するのが妥当と考えられる。

・ 木材粉塵濃度

日本産業衛生学会勧告値(2010)：

総粉塵（第2種粉塵）4mg/m³ 平均値または時間加重平均値

(1日8時間、週40時間の労働を基礎とした、各物質の気中濃度平均値)

オーストラリア・ニュージーランド労働安全ガイド(1991)：

針葉樹 5mg/m³ 時間加重平均値

広葉樹 1mg/m³ 時間加重平均値

(1日8時間、週40時間の労働を基礎とした、各物質の気中濃度平均値)

[設備対策] 局所排気装置の設置

9. 物理的および化学的性質

物理的状態・形状：混合物の固体・板状

比重：0.35 未満

化学物質等の安全な使用に関して、本項におけるその他の該当情報はない。

10. 安定性及び反応性

安定である。

11. 有害性情報

急性作用

木粉が目に入った場合：物理的な刺激作用がある。

慢性作用

製品加工時に発生する粉塵、蒸気ガスを制御なしに繰り返し暴露された場合に、アレルギー性疾患、喘息等の呼吸器疾患、鼻・喉・肺などに慢性の炎症等を誘発する危険性がある。

しかし、本書記載の暴露防止及び保護措置が遵守されるならば、慢性の健康影響は考えにくいと思われる。

発癌性

本製品による癌発生の報告、知見はない。

12. 環境影響情報

本製品による環境影響に関する報告、知見はない。

1 3. 廃棄上の注意

切り屑及び廃材は貯蔵箱に保管し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や地方自治体の基準等に従い、許可を受けた産業廃棄物処理事業者に処理を委託する。

1 4. 輸送上の注意

運搬に関しては、直射日光や水濡れなどを避け、転倒・落下・損傷の無いように積込み、荷崩れを防止して安全に運搬できるように、荷の固定を充分に行う。

1 5. 適用法令

労働安全衛生法 : 通知対象物質に該当しない
PRTR法 : 指定対象物質を指定の割合以上含有する製品に該当しない
毒物劇物法 : 指定物質に該当しない
危険物船舶及び貯蔵規制 : 指定物質に該当しない
消防法 : 指定物質に該当しない
火災予防条例 : 指定可燃物（可燃性固体類：3000kg）

1 6. その他の情報

・ホルムアルデヒド発散について

ウッドファイバー : 国土交通省告示対象外建築材料
F☆☆☆☆相当

建築基準法・施行令におけるホルムアルデヒド規制

建築物の気密性の区分、居室の種類、換気設備の区分及び建材の等級に応じて内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の面積制限がある。

建材には、ホルムアルデヒド放散速度（放散量）に応じて4段階の区分があり、F☆☆☆☆は放散量が最も少なく、面積制限なしに使用できる。

・トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの放散について

定量下限値以下

・原料に使用する建設発生木材について

100%バージンチップを使用

・参考文献

(註1) 事業者向けGHS分類ガイダンス P.3 (平成21年度改訂版) 経済産業省 平成22年3月

P.3「基本的にGHSを適用しないものは以下の①、②である。

①成形品

液体、紛体および粒子以外の製造品目で、製造時に特定の形またはデザインに形作られたものであり、かつ、最終使用時に、全体または一部分がその形態およびデザインに依存した最終用途における機能を保持するもの。通常の使用条件下では、含有化学物質等ごく少量、例えば痕跡量しか放出せず、取扱者に対する物理化学的有害性又は健康への有害性をしめさないもの。成形品であっても有害物を放出するものは除外されない。」

(註2) 特定第一種指定化学物質の含有率が0.1重量%未満、または第一種指定化学物質・第二種指定化学物質の含有率が1重量%未満の場合は、MSDS制度の基準以下である。

産業中毒便覧 後藤稠也編 医歯薬出版(株) 1977

作業環境評価基準 別表 (労働安全衛生法第65条の2第2項、労働安全衛生法施行令第21条関係)

許容濃度等の勧告 (2010年度) 産業衛生学雑誌52巻5号 日本産業衛生学会 平成22年5月

化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書 平成19年3月

詳細リスク評価書シリーズ17「ホルムアルデヒド」

NEDO技術開発機構・産総研化学物質リスク管理研究センター 共編 2009

化学物質の環境リスク評価 第2巻 環境省環境保健部環境リスク評価室 平成15年3月

化学物質の初期リスク評価書 製品評価技術基盤機構・化学物質評価研究機構 共編 2006

- ・ 記載内容の取扱いその他

記載内容については、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有比率、物理的／化学的性質等の値は保証値ではありません。また注意事項は通常を取扱いを対象としたもので、特殊な取扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を講じた上でご使用ください。

- ・ 記載内容の問合せ先

011-702-3300